

都市再生機構（UR）との木密事業に関する協定について （西品川2・3丁目地区）

不燃化特区に指定され、平成30年度より密集住宅市街地整備促進事業を開始している西品川2・3丁目地区においてURと不燃化促進に資する協定を締結する。

1 協定名称

「西品川2・3丁目地区における木密エリア不燃化促進事業に関する協定」

2 協定締結日

平成30年12月（予定）

3 対象区域

西品川2・3丁目の全域

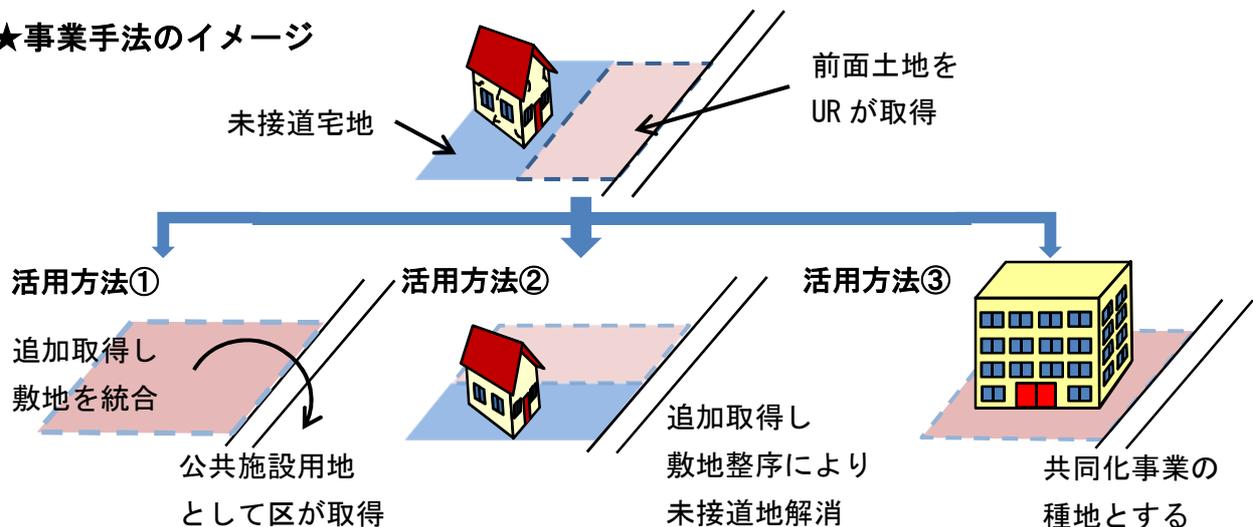
4 協定の骨子

対象区域内において、URが不燃化促進に資する用地に関する情報収集や用地取得を積極的に図り、区が地域への周知や用地の活用方法に関する情報提供を行うという役割を定め、それぞれが分担のもとに不燃化を推進していく。

5 その他

豊町4・5・6丁目、二葉3・4丁目および西大井6丁目地区において、平成27年度にURと同様の協定を締結し、既に取り組みを実施中。

★事業手法のイメージ



※区が取得することが難しい（公共施設整備の見込みが立たない）狭小敷地等についてURが先行確保し、追って隣接地権者と交渉に入ることによってまとまった用地へと拡大を図ることが可能。

※URが取得した用地について、公共施設（公園・広場等）設置等のために区が必要と判断すれば区がURから取得する。

※区が取得するもの以外については、その他の目的（事業協力者のための代替地・敷地整序の種地）のためにURが活用・処分する。